

付帯メニュー定義書

【ガス・電気セット割】

鷺宮ガス株式会社

2019年10月1日実施

目次

1	実施期日	1
2	用語の定義.....	1
3	適用条件	1
4	契約の成立.....	1
5	ガス・電気セット割の適用を承諾しない場合	2
6	割引内容	2
7	日割計算時の基本料金.....	2
8	適用期間	2
9	適用廃止	2
10	本定義書の変更および廃止	3
11	その他.....	3
	付則.....	4
	(別表第1).....	4

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割】（以下「本定義書」といいます。）は、鷺宮ガス株式会社（以下「当社」といいます。）との間でガス供給および使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）を締結しているお客さまが、当社と電気の需給契約を締結し、供給を受けている場合に、対象となる当社の約款（別表第1）にもとづき計算されるガス料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

本定義書で定める付帯メニュー（以下「ガス・電気セット割」といいます。）は、合算メニューの対象となります。

1 実施期日

本定義書は、2019年10月1日より実施します。

2 用語の定義

本定義書において使用する用語の定義は、次の意味で使用します。

- ① 「主契約」とは、本定義書の対象となるガス使用契約で、別表第1に定める約款をいいます。
- ② その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりとします。

3 適用条件

ガス・電気セット割は、以下の条件を満たすお客さまに適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① ガスの需要場所において当社との間で電気需給契約を締結し、かつ、その供給を受けているお客さまであること。
- ② お客さまが主契約として当社の定める約款（別表第1）にもとづく契約を締結していること。
- ③ お客さまの電気の契約における需要場所が、原則としてお客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。
- ④ ガス料金および電気料金のお支払方法が口座振替払いまたはクレジットカード払いであること。
- ⑤ ガス料金および電気料金を合算してお支払いただけること。

4 契約の成立

- (1) ガス・電気セット割は、当社がお客さまとの間に現に契約されているガス使用契約、および3. ①～⑤に記載された適用条件を確認し、当社が承諾したときに成立します。

- (2) ガス・電気セット割の適用開始日は、電気の需給開始日が属する月のガス定例検針日（契約成立と定例検針日が同日の場合も含みます）の翌日からとします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日からとします。

5 ガス・電気セット割の適用を承諾しない場合

- (1) 当社は、法令、ガスおよび3. ①～②に記載された適用条件の料金支払い状況（ガスの契約における料金の支払い期限日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によって、本割引および変更にもとづく適用をお断りすることがあります。
- (2) (1)にかかわらず、当社は業務遂行上支障がある場合、またはその他当社が不相当と判断した場合は、本割引の適用を承諾できない場合があります。

6 割引内容

当社は、3. ①～②に記載された適用条件を満たすお客さまの適用条件およびガス使用契約を確認し、当社が承諾した場合には、お客さまの主契約となるガス料金の基本料金から毎月100円（消費税相当額を含みます。）を割引します。以後、割引後の金額を基本料金と読み替えます。

7 日割計算時の基本料金

当社のガス需給に関わる約款にもとづき基本料金を日割りにて計算する場合には、6で読み替えた基本料金を用います。

8 適用期間

ガス・電気セット割の適用期間は、4.(2)に定める適用開始日から電気需給契約の適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気需給契約の適用期間と同じとします。

9 適用廃止

ガス・電気セット割は、次の場合に適用を廃止とします。

- (1) 主契約または、ガスの使用契約が解約された場合
- (2) お客さまがガス・電気セット割の適用しないことを希望した場合
- (3) 3. ①～⑤に記載された適用条件を満たさなくなった場合
- (4) (3)の場合、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日からガス使用契約のみの適用となります。ただし、適用条件が満たさ

れている他の付帯メニューについては、継続して適用となります。

10 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、当社のガス需給に関する約款に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、当社のガス需給に関する約款に準じます。

11 その他

その他の事項については、ガス需給に関する約款を適用します。

付則

1 2019年9月30日までに当社との間で電気の契約を締結し、かつ、その供給が2019年10月1日以降となるお客さまへの取扱いについて

2019年10月1日までに当社との間で電気の契約を締結し、かつ、その需給開始が2019年10月1日以降となるお客さまについては、この付帯メニューは電気の需給開始日が属する月のガスの定例検針日の翌日から適用となります。

2 2019年9月30日までに当社との間で電気の契約を締結し、かつ、その供給を受けているお客さまへの取扱いについて

付帯メニューの実施の以前に、3（適用条件）に記載された適用条件を満たしているお客さまは、2019年11月のガスの定例検針にて発生したガス料金より自動的に適用となります。ただし、この付帯メニューの適用をご希望されないお客さまはお申し出により適用いたしません。

3 ガス・電気セット割の定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までに計算等により料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、原則、消費税率8パーセントとし、本定義書の変更前の付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割】（2019年7月1日実施）に定める約款の料金表により割引します。

（別表第1）当社が定める主契約

主契約として当社の認める約款は、次のとおりとします。

- ① 一般用ガス小売供給約款
- ② 家庭用ガス温水床暖房・マイホーム発電契約
- ③ 家庭用ガス温水暖房契約
- ④ 小型空調契約